

令和四年十二月九日受領
答弁第三七号

内閣衆質二一〇第三七号

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員櫻井周君提出旧統一教会問題にかかる被害者救済の原資の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出旧統一教会問題にかかる被害者救済の原資の確保に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「関連団体」の具体的な範囲が明らかではなく、また、「靈感商法や収奪的な寄付によって収集した資金」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

令和四年十一月九日の衆議院内閣委員会における御指摘の答弁は、答弁を求められた事項が谷国務大臣の所管外であったことから、関係省庁において関係法令にのっとり適切に対応されるべきとの一般論を述べたものであるが、御指摘の「被害者救済の原資の確保」については、現時点で特段の対応は行っていない。